

モバイルサービス タイプd お申し込みにあたっての注意事項

- モバイルサービス タイプdは、株式会社 NTT ドコモの LTE(Xi(クロッシイ))網および FOMA 網を利用したインターネット接続サービスです。提供エリア内であっても電波状況等により利用できない場合があります。
- モバイルサービス タイプdは、インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者(総称して、以下「主サービス加入者」といいます。)に対し、そのオプションサービスとして提供されるものとします。この条件が満たされなくなった場合、モバイルサービス タイプdは解約となります。
- 主サービス加入者様でない方については、主サービス加入者様と同一住所の方に限り契約することができます。
- 主サービス加入者様が未成年の場合、自身の名義以外での契約を申し込むことはできません。未成年(主サービス加入者様と同一人物)がモバイルサービス タイプdの契約を申し込む場合、親権者様が同意した旨の「親権者同意書」と親権者様の本人性確認書類が必要です。
- モバイルサービスにおいて同一名義での大量不正契約防止を図るため、契約件数を設定させていただいております。モバイルサービスの契約は、1の主サービス加入者様または、1のモバイルサービス契約者様に対して、契約回線数は5回線までとさせていただきます。なお、モバイルサービスの申し込みの氏名が異なっても、同一の契約者様と当社が判断した場合は、超えた回線分の申し込みを取り消させていただく場合があります。
- モバイルサービス タイプdの申し込みには、申込内容に相違がないかの確認のため、主サービス加入者様の運転免許証等の本人性確認のための書類が必要です。
- 主サービス加入者様とモバイルサービス タイプd契約者様が異なる場合は、申込内容との相違がないかの確認のため、モバイルサービス タイプd契約者様の運転免許証等の本人性確認のための書類が必要です。
- 主サービス加入者様とモバイルサービス タイプd契約者様が異なる場合は、モバイルサービス タイプd契約者様が主サービス加入者様を申し込みの代理人とする旨の「委任状」が必要です。
- 主サービス加入者様とモバイルサービス タイプd契約者様が異なる場合は、主サービス加入者様がモバイルサービス タイプd契約者様に代わりモバイルサービス タイプdに係る一切の料金を当社に支払うことを同意した旨の「同意書」が必要です。
- モバイルサービス タイプdは、SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カードから選択でき、音声通話機能付き SIM カードを用いることで通話サービスも利用できます。
- SIM カードおよび携帯情報端末・通信端末の着荷予定日は、お申し込みいただいてから 10 日間程度(土日祝は除く)で到着いたします。なお、お申し込み内容の不備や在庫状況により、配送物の到着までお時間をいただく場合があります。
- MNP 転入時には、他の携帯電話事業者で発行された「MNP 予約番号」、「予約番号有効期限日」、「携帯電話番号」の申請が必要です。なお予約番号の有効期限が 10 日以上残っている必要があります。10 日以上有効期限が無い場合は MNP 予約番号の再発行が必要となります。
- MNP 転入の際、SIMカード(端末)が届きましたら、KCNに開通連絡をお願いします。開通作業が完了しましたら、KCNメールアドレス(インターネットの契約がないお客様は申込書にご記入の連絡先メールアドレス)までお知らせします。なお、ご連絡がない場合はMNP予約番号の有効期限当日に当社にて切替作業を行います。

- 音声通話機能付きSIMカードをお申し込みの場合、初期契約解除制度の対象となります。
- 契約者は、「お申込内容のご案内」書面の受領日から起算して 8 日を経過するまでの期間、文書によりそのお申し込みの撤回、または契約の解除を行うことができます。
- お申し込みの撤回、または契約の解除を行う場合、上記の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- モバイルサービス タイプd開通後は、通信料、通話料、事務手数料、携帯情報端末・通信端末代金はご請求させていただきます。
- 新たに電話番号を発行してモバイルサービス タイプdにお申し込みの場合、初期契約解除での MNP 転出はできません。

近鉄ケーブルネットワーク株式会社